

新潟市モビリティ・マネジメント推進協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、新潟市モビリティ・マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、本市における過度な自動車依存からの脱却を図るため、環境及び健康等の観点から公共交通等への市民の自発的な交通行動の転換を促し、市民一人ひとりの意識に働きかける各種施策の実施について関係者が一丸となって取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員、事務局で組織する。

2 会長は、新潟市都市政策部長がその任に充たる。

3 委員は、関係団体・交通事業者・関係行政機関の職員等をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

4 協議会の構成員は、必要に応じ補充することができる。

5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは会長が必要に応じて招聘し、協議会の目的達成に必要な助言等を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長を務める。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、具体的な事業を実施するための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、会長が指名する。

3 専門部会に代表1人を置き、同構成員の互選により定める。

4 前3項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、新潟市環境部環境政策課、保健衛生部保健所健康増進課、都市政策部都市交通政策課とし、窓口は都市政策部都市交通政策課に置くものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成22年7月14日から施行する。

この規約を平成23年7月28日に改正する。